

## 令和6年第3回定例会 防災環境産業委員会資料

	頁
1 最近の経済・雇用情勢について .....	2
2 前回の委員会以降の主な事務事業の概要 .....	3

令和6年9月19日  
産 業 戦 略 部

# 1 最近の経済・雇用情勢について

## (1) 「月例経済報告」における基調判断（令和6年8月29日：内閣府）

- ・ 景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。
- ・ 先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

## (2) 茨城県金融経済概況（令和6年9月6日：日本銀行水戸事務所）

- ・ 県内景気は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。
- ・ 主要支出項目等をみると、個人消費は、ペースを鈍化させつつも、緩やかな増加を続けている。住宅投資は弱い動きとなっている。公共投資は持ち直している。設備投資は、6月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2023年度は前年度を下回ったが、2024年度は前年度を上回る計画となっている。生産は、弱めの動きとなっている。雇用・所得環境は、全体として緩やかに改善している。
- ・ なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は上昇した。

【個人消費】 7月の百貨店・スーパー販売額は、前年を下回った。8月の乗用車新車登録台数は、前年を下回った。家電販売は、持ち直している。

【生産】 6月の鉱工業生産指数(原指数)は、11か月連続で前年を下回った。

## (3) 雇用情勢（令和6年8月30日：総務省「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」）

		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
完全失業率 (%) (季節調整値)		2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.7
完全失業者数 (万人) (原数値)		156	163	177	185	193	193	181	188
有効求人倍率 (季節調整値)	全国	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24
	茨城県	1.34	1.31	1.33	1.35	1.38	1.36	1.34	1.31

※完全失業率と有効求人倍率の季節調整値は、毎年1月分結果公表時に、過去に遡って改訂

## 2 前回の委員会以降の主な事務事業の概要

### (1) 最低賃金引上げについて

- ・ 県では、本県の最低賃金について、経済実態の反映や近隣他県との格差是正に向けた積極的な引上げが行われるよう、茨城地方最低賃金審議会や茨城労働局などの関係者に対し、働きかけを行ってきたところ。
- ・ その結果、令和6年8月の茨城地方最低賃金審議会において、52円引上げ、過去最高の1,005円とする答申が取りまとめられた。(令和6年10月1日から適用)

#### 【関東1都6県の最低賃金額 (R6.10月～)】

東京	1,163円
神奈川	1,162円
埼玉	1,078円
千葉	1,076円
茨城	1,005円
栃木	1,004円
群馬	985円

### (2) インドにおける高度人材の確保について (知事訪印結果)

- ・ 国際的な人材獲得競争が激しくなる中、高度外国人材の更なる獲得を図るべく、世界最大の人口を有し、ITや語学などに優れた能力を持つ若い人材が豊富で、かつ若年層の失業率が高いインドに着目
- ・ 知事が7月にインドを訪問し、ベンガルール市内のRV大学及びニューデリー市近郊のアミティ大学と、全国に先駆け、それぞれ、人材の育成・受入れなど相互協力に関する共同声明の発出や協力覚書の締結を実施

#### 【カルナータカ州ベンガルール・RV大学】

インド人材の育成・送出し・受入れの相互協力に関する関係構築に努める共同声明を発出

#### 【ウッタールプラデーシュ州ノイダ・アミティ大学】

人材の育成・送出し・受入れ促進に係る協力覚書を締結

- ・ 日本語講座の開設 (9月5日)
- ・ 環境づくり支援 (国際交流イベント、ジョブフェア、インターンシップの実施 等)

### (3) 県立産業技術専門学院に係るあり方検討について

- ・ 産業技術専門学院が、将来にわたり産業界が求める人材の輩出拠点となるよう、将来的な人口動態や産業構造等についても十分に分析の上、再編統合を含めたあらゆる選択肢の検討を行うため、「あり方検討会」を設置し、年内を目途に結論を得る予定としている。

#### 【これまでの経過】

	主な内容
6/20	「県立産業技術専門学院のあり方検討会」の設置
7/16	現地視察（日立産業技術専門学院、日立地区産業支援センター）
7/30	第1回あり方検討会（学院の現状及び課題等）
8/30	第2回あり方検討会（学院の役割、学院別の運営及び施設の状況等）

※委員：6名（産業界2名、学識経験者2名、教育関係者2名）

#### 【主な意見】

- ・ 産業界におけるものづくり人材の需要と供給を踏まえ、学院が担う役割を明確にすべき
- ・ 基本的な汎用技術を身に付けた上で、デジタルを導入した最新技術の活用が求められる
- ・ 今後の人口動態や効率的・効果的な施設運営を考慮すると、再編統合は不可避だが、その際は、学院の利用者や産業界のニーズを踏まえた機能強化の視点が必要

#### 【今後の対応】

- ・ 前回までの意見を踏まえ、引き続き、「あり方検討会」において、具体的な再編のあり方や機能強化策について議論を進める

令和6年第3回定例会議案  
(産業戦略部関係抜粋)

	頁
第125号議案 令和6年度 茨城県一般会計補正予算(第2号) ……	2
第131号議案 茨城県立産業技術短期大学校の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ……	4
第142号議案 工事請負契約の締結について ……	9

令和6年9月19日  
産 業 戦 略 部

## 第125号議案

### 令和6年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

令和6年度茨城県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,764,907千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,260,178,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保健医療費		137,645,752 <sup>千円</sup>	357,000 <sup>千円</sup>	138,002,752 <sup>千円</sup>
	3 医薬費	11,823,436	343,000	12,166,436
	5 公衆衛生費	13,210,336	14,000	13,224,336
7 福祉費		92,710,006	244,680	92,954,686
	3 障害福祉費	40,280,912	11,680	40,292,592
	4 長寿福祉費	3,673,448	233,000	3,906,448
8 労働費		3,723,773	6,800	3,730,573
	1 労働政策費	680,892	6,800	687,692
9 農林水産業費		42,393,275	154,560	42,547,835
	2 畜産業費	2,672,321	18,560	2,690,881
	5 農地費	16,551,424	136,000	16,687,424
12 商工費		117,843,618	18,000	117,861,618
	1 産業政策費	112,501,279	18,000	112,519,279
13 土木費		98,967,341	6,942,443	105,909,784
	2 道路橋梁費	59,935,467	3,082,169	63,017,636
	3 河川海岸費	20,095,150	3,788,274	23,883,424
	4 港湾費	5,833,352	72,000	5,905,352
14 警察費		64,542,305	41,424	64,583,729
	2 警察活動費	6,289,540	41,424	6,330,964
歳出合計		1,252,413,114	7,764,907	1,260,178,021

## 第131号議案

### 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（平成16年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例

第1条中「法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校」を「職業能力開発大学校（法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校をいう。以下同じ。）」に、「茨城県立産業技術短期大学校（以下「短期大学校」を「茨城県立情報テクノロジー大学校（以下「大学校」に改める。

第2条中「短期大学校」を「大学校」に、「専門短期課程」を「応用課程並びに専門短期課程及び応用短期課程」に改める。

第3条中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 大学校の応用課程に訓練生として入学することのできる者は、専門課程の高度職業訓練（法第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。以下同じ。）を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者とする。

第4条中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程又は応用課程に」に改める。

第5条第1項中「短期大学校に専門課程の」を「大学校の専門課程又は応用課程に」に、「入学を」を「入学することを」に改め、同条第2項中「短期大学校」を「大学校」に改め、「特別聴講生」の次に「（専門課程又は応用課程に訓練生として在学する者以外の者で、これらの訓練課程の教科の科目の一部を履修するものをいう。第8条の2において同じ。）」を加え、同条第3項中「短期大学校」を「大学校」に改め、「専門短期課程」の次に「又は応用短期課程」を加え、同条第4項の表中

入 学 料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者	126,750円	を
	その他の者	195,000円	
入 学 料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者	126,750円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、56,550円）	に
	その他の者	195,000円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、87,000円）	

改める。

第8条の2中「短期大学校と学校教育法第1条に規定する大学」を「大学校と大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項中「短期大学校」を「大学校」に改め、同項第4号中「教科」を「総訓練時間（教科」に、「時間が」を「時間をいう。以下同じ。）が」に改め、同項第7号中「法第27条第1項に規定する職業訓練指導員」を「職業訓練指導員（法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。以下同じ。）」に改め、同号ア中「次条第1号」を「第14条第1項第1号」に、「又は同条第4号」を「同項第4号」に改め、「もの」の次に「又は同項第10号に該当する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの」を加え、同条第2項中「ほか、」の次に「大学校の専門課程の」を加える。



第11条中「短期大学校」を「大学校」に改め、同条第5号中「教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間」を「総訓練時間」に改める。

第13条中「短期大学校」を「大学校」に改め、同条を第15条とする。

第12条各号列記以外の部分中「短期大学校」を「大学校の専門課程の高度職業訓練」に改め、同条第1号中「昭和44年労働省令第24号」の次に「。次項第1号及び第11号において「省令」という。」を加え、同条第2号中「含む」の次に「。次項第2号において同じ」を加え、「以下この条において「改正省令」を「第9号において「平成25年改正省令」に改め、「指導員訓練」の次に「(次項第1号において「研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練」という。）」を加え、同条第3号中「学校教育法第1条に規定する大学又は法第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校」を「大学等(大学又は職業能力開発短期大学校(法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。))に、「法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」という)」を「職業能力開発総合大学校(法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ」に改め、同条第6号中「助手」を「, 助手」に改め、同条第8号中「教育訓練」を「, 教育訓練」に改め、同条第9号中「含む」の次に「。次項第11号において同じ」を加え、「改正省令」を「平成25年改正省令」に改め、「指導員訓練」の次に「(同号において「長期課程の指導員訓練」という。))」を加え、同条に次の2号を加える。

(10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下この号及び次号並びに次項第12号において「旧省令」という。)第36条の5に規定する長期養成課程, 短期養成課程(旧省令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(次号において「実務経験者訓練技法習得コース」という。))に係るものに限る。次項第12号において同じ。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者)にあっては, 専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。同号において同じ。)

(11) 旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者)にあっては, 法第30条第2項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は旧省令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であって, 職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したのものに限る。)のうち10年以上の実務の経験を有する者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

第12条に次の1項を加える。

2 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学校の応用課程の高度職業訓練に係るものは, 次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する応用課程担当者養成コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練又は研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(2) 博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(3) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において, 教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

(4) 大学又は職業能力開発短期大学校において, 教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって, 教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(5) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において, 准教授, 専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

- (6) 大学又は職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (7) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (8) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (9) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- (10) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- (11) 10年以上（省令第36条の5に規定する高度養成課程（同条に規定する専門課程担当者養成コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練若しくは長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者）にあつては、5年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (12) 旧省令第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- (13) 前項第11号に掲げる者

第12条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（応用短期課程の高度職業訓練に関する基準）

第13条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者は、職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科は、その科目が職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
- (4) 訓練期間は、1年以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が60時間以上であること。
- (6) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

第10条の次に次の1条を加える。

（応用課程の高度職業訓練に関する基準）

第11条 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (2) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。
- (3) 訓練期間は、2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、2年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができること。
- (4) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が2,800時間以上であり、かつ、1年につき、おおむね1,400時間であ

ること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年につきおおむね700時間とすることができること。

- (5) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
  - (6) 訓練生の数は、訓練を行う1単位につき40人以下であること。
  - (7) 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であり、かつ、そのうち1名以上が次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
    - ア 第14条第2項第1号、第3号若しくは第4号に該当する者、同項第2号に該当する者で博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有するもの又は同項第12号に該当する者で同号に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了したもの
    - イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
  - (8) 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、大学校の応用課程の訓練科に係る高度職業訓練に関する基準については、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、付則第5項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

(短期大学校の専門課程の取扱い)

- 2 この条例による改正前の茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（以下この項から付則第4項までにおいて「改正前の条例」という。）第1条に規定する茨城県立産業技術短期大学校（次項、付則第4項及び付則第8項各号において「短期大学校」という。）の専門課程（改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。）は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）において、この条例による改正後の茨城県立情報テクノロジー大学校の設置及び管理に関する条例（以下この項から付則第5項までにおいて「改正後の条例」という。）第1条に規定する茨城県立情報テクノロジー大学校（次項から付則第5項まで、付則第7項及び付則第8項各号において「大学校」という。）の専門課程（改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。）となるものとする。

(短期大学校の専門課程に在学する者の取扱い)

- 3 施行日の前日に短期大学校に専門課程（改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。）の訓練生として在学する者は、施行日において、大学校の専門課程（改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。）に訓練生として在学することとなるものとする。
- 4 前項に規定する者が短期大学校に専門課程（改正前の条例第2条に規定する専門課程をいう。付則第8項各号において同じ。）の訓練生として在学していた期間は、大学校の専門課程（改正後の条例第2条に規定する専門課程をいう。次項及び付則第7項において同じ。）に訓練生として在学していた期間とみなす。

(令和8年度入学を志願する者に係る入学者選考試験手数料)

- 5 令和8年度に大学校の専門課程又は応用課程（改正後の条例第2条に規定する応用課程をいう。付則第7項及び付則第8項各号において同じ。）に訓練生として入学することを志願する者は、入学者選考試験手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の入学者選考試験手数料は18,000円とし、入学願書を提出する時に納付するものとする。

(令和8年度入学者に係る入学金)

- 7 令和8年度に大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学しようとする者は、入学金を納付しなければならない。

い。

8 前項の入学料は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、入学の手続を行う時に納付するものとする。

(1) 入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円（短期大学の専門課程の高度職業訓練（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。次号において同じ。）を修了した後直ちに大学の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、56,550円）

(2) その他の者 195,000円（短期大学の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学の応用課程に訓練生として入学しようとする者にあつては、87,000円）

（茨城県証紙条例の一部改正）

9 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第161項を次のように改める。

161 情報テクノロジー大学校入学者選考試験手数料

（茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

10 茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和49年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院」を「茨城県立情報テクノロジー大学校併設水戸産業技術専門学院」に改める。

（茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

11 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第142号議案

### 工事請負契約の締結について

下記により、工事請負契約を締結するものとする。

記

契約の目的	契約の方法	契約金額	契約人住所氏名
情報テクノロジー 大学校（仮称） 新棟新築工事	条件付き 一般競争入札	千円 1,629,100	水戸市千波町1905番地 昭和・関根・東洋特定建設工事共同企業体 代表者 昭和建設株式会社 代表取締役 仁田原 一義

令和6年9月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 前回の委員会以降の主な事務事業の概要及び付託案件

(令和6年第3回定例会 防災環境産業委員会資料)

	頁
・ いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業【産業政策課】 〈付託案件：第125号議案〉	2
・ 外国人材活躍促進事業【労働政策課】〈付託案件：第125号議案〉	4
・ 県内企業への就職促進について【労働政策課】	6
・ 茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 【産業人材育成課】〈付託案件：第131号議案〉	9
・ 工事請負契約の締結について【産業人材育成課】 〈付託案件：第142号議案〉	10
・ 茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度について 【技術革新課】	11
・ 「技術展示会 in JAXA」の開催結果について【科学技術振興課】	12
・ (参考) 条例改正議案 新旧対照表	13

令和6年9月19日  
産 業 戦 略 部

## 主要事業等の概要（案）

産業政策課

事業名又は議案の 名 称	いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業
1 予 算 額	18,000千円
2 現況・課題	e スポーツは、年齢や性別、障害の有無や場所を問わず、広く県民が参加できる競技であることに加え、市場規模の拡大が見込まれる成長産業であり、IT分野などの人材育成にも資するなど、今後も大きな発展が期待される分野である。
3 必要性・ねらい	今般、企業版ふるさと納税による寄附を受けたことから、これを活用し、e スポーツを活用した産業の活性化及び人材の育成に資する事業を実施する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p><b>1 e スポーツを活用した産業の創出と活性化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面での開催に加え、メタバースを活用した県内企業と学生による e スポーツ交流戦の開催</li> <li>・ 県内企業に向けた e スポーツビジネス交流会の実施</li> <li>・ 国内外における最新の e スポーツの動向について学ぶセミナーの開催</li> </ul> <p><b>2 将来の本県産業を担う人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内高校生と台湾の高校生による e スポーツ国際交流戦の開催</li> <li>・ プロクリエイターによるメタバースゲーム制作講座の開催</li> <li>・ ゲームを通して農業の課題解決に挑む高校生向けコンテストの開催</li> </ul>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会 [会員数] 139 企業・団体 (2024 年 8 月末現在)</li> </ul>

【R6. 9月補正予算額 18百万円】

産業戦略部産業政策課産業企画G (029-301-3523)

県内産業の活性化を図るため、将来発展が見込まれる「eスポーツ」について、企業版ふるさと納税を活用し、各種交流イベントを実施するとともに、用途が広がるメタバースゲーム(仮想空間)の制作講座の開催等を通して、本県の産業を担う人材を育成します。

## 1 eスポーツを活用した産業の創出と活性化

- ・ 対面での開催に加え、メタバースを活用した県内企業と学生による大規模なeスポーツ交流戦の開催[新規]
- ・ 県内企業に向けたeスポーツビジネス交流会の実施[新規]
- ・ 国内外における最新のeスポーツの動向について学ぶセミナーの開催[新規]



## 2 将来の本県産業を担う人材の育成

- ・ 県内高校生と台湾の高校生によるeスポーツ国際交流戦の開催
- ・ プロクリエイターによるメタバースゲーム制作講座の開催
- ・ ゲームを通して農業の課題解決に挑む高校生向けコンテストの開催[新規]





## 主要事業等の概要（案）

労働政策課

事業名又は議案 の 名 称	外国人材活躍促進事業																		
1 予 算 額	6,800千円																		
2 現況・課題	国際的な人材獲得競争が厳しくなる中、高度人材のほか、介護や農業、製造業も含めて、幅広い業種・職種において、人材の獲得に向けて取り組む必要がある。																		
3 必要性・ねらい	<p>現在、インドは世界最大の人口を有する国となっているが、失業率が高い状況にある。</p> <p>一方、日本では人材確保を巡る環境は厳しさを増しており、双方に利益をもたらす関係を構築することができる。</p> <p>このため、業種ごとに人材の送出機関及び受入れ企業を開拓するとともに、業界団体等と連携して現地調査等を実施することで、インド人材の受入れ促進を図る。</p>																		
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全 体計画等)	<p><b>1 県内の業界団体のインドへの橋渡し（需要拡大）</b> 県内の業界団体等と連携して、業種ごとのインド人材需要を把握するとともに、インドからの人材受入促進に向けた現地調査等を実施（送出機関、JETRO、教育機関等を訪問）</p> <p><b>2 重点業種において鍵となる送出機関を開拓（新規開拓）</b> ※ 想定業種：介護、農業、製造業 ○ 業種ごとに現地でノウハウを有する送出機関を発掘 ○ 県内企業（業界団体）との直接のパイプを確立し、即戦力人材の供給につなげる</p>																		
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、関 連データ等)	<p>インド人材の在留資格別人数</p> <table border="1" data-bbox="422 1736 1436 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>全在留資格</th> <th>うち技能実習</th> <th>うち特定技能</th> <th>うち技人国 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>1,957人</td> <td>32人</td> <td>1人</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>48,835人</td> <td>790人</td> <td>230人</td> <td>12,177人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出入国在留管理庁「在留外国人統計」2023年12月現在) ※ 技人国：在留資格「技術・人文知識・国際業務」</p>					全在留資格	うち技能実習	うち特定技能	うち技人国 (※)	茨城県	1,957人	32人	1人	352人	全 国	48,835人	790人	230人	12,177人
	全在留資格	うち技能実習	うち特定技能	うち技人国 (※)															
茨城県	1,957人	32人	1人	352人															
全 国	48,835人	790人	230人	12,177人															

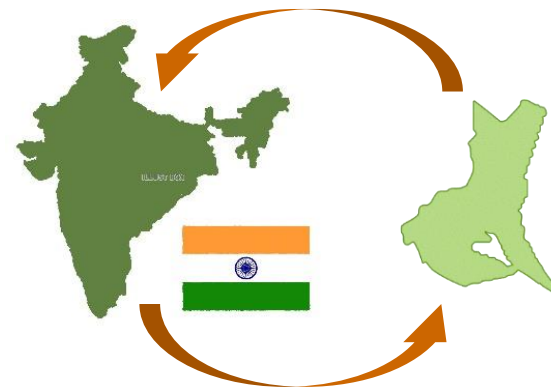
【R6.9月補正予算額 7百万円】

産業戦略部労働政策課雇用促進対策室（029-301-3645）

国際的な人材獲得競争が厳しくなる中、人口世界一のインドにおいて、県内の業界団体等と連携して現地調査等を実施するとともに、業種ごとの人材送出機関等を開拓することで、インド人材の受入れを促進します。

## 需要拡大 県内の業界団体のインドへの橋渡し

- インドからの人材受入促進に向けた現地調査等を実施
- 送出機関、JETRO、教育機関等を訪問



## 新規開拓 重点業種において鍵となる送出機関を開拓

想定業種：介護、農業、製造業

- 業種ごとに現地でノウハウを有する送出機関を発掘
- 県内企業（業界団体）との直接のパイプを確立し、即戦力人材の供給につなげる

インド人材受入促進キャンペーン  
を展開



## 前回の委員会以降の主な事務事業の概要

労働政策課

項 目	県内企業への就職促進について				
1 目的	生産年齢人口の減少により、労働力の確保が課題となる中、本県では、大学生の県外流出が増加傾向にあるため、各種UIJターン事業を実施している。				
2 事業概要	(1) チャレンジいばらき就職フェア 新規学卒者等と県内企業との出会いの場の創出のため、県内企業が一堂に会して対面方式で面接・企業説明を受けられる合同企業面接会を開催。				
	(開催実績)		※2024年度は8月末時点		
	開催数	参加企業数	求人数	参加学生数	内定者数
2020年度	4回	232社	354件	352名	49名
2021年度	6回	376社	637件	510名	75名
2022年度	5回	367社	619件	452名	57名
2023年度	6回	544社	861件	553名	83名
2024年度※	3回	278社	495件	233名	-
	(求人状況)		※2024年度は8月末時点		
	総求人数	うち、技術職	うち、事務職	うち、現場職	
2020年度		354件	98件	113件	143件
2021年度	637件	228件	231件	178件	
2022年度	619件	169件	241件	209件	
2023年度	861件	340件	328件	193件	
2024年度※	495件	215件	200件	80件	
	(開催実績 (うち、新規立地企業))		※2024年度は8月末時点		
	開催数	参加企業数	求人数	参加学生数	内定者数
2020年度	4回	3社	6件	10名	2名
2021年度	6回	23社	48件	63名	8名
2022年度	5回	24社	38件	61名	6名
2023年度	6回	27社	60件	66名	10名
2024年度※	3回	11社	24件	-	-
	(求人状況 (うち、新規立地企業))		※2024年度は8月末時点		
	総求人数	うち、技術職	うち、事務職	うち、現場職	
2020年度		6件	3件	3件	0件
2021年度	48件	30件	15件	3件	
2022年度	38件	8件	22件	8件	
2023年度	60件	25件	23件	12件	
2024年度※	24件	13件	8件	3件	

(2) いばらきを知る1day仕事体験の実施

大学生等を対象に、経営者に随行し企業活動の核心を体験できるプログラムを提供。

(開催実績)

※2024年度は7月末時点

	受入企業数	実参加学生数	うち、県内就職者数	うち受入企業への就職者数
2020年度	10社	24名	12名	2名
2021年度	13社	41名	25名	2名
2022年度	24社	45名	24名	3名
2023年度	28社	35名	-	-
2024年度	28社	2名	-	-

(3) Uターンセミナーへの参加

県外大学等での学内Uターンセミナーへの参加により、学生や保護者へ県内企業の魅力や県内就職のメリット等の情報発信を実施。

(参加実績)

※2024年度は7月末時点

	回数	参加者数	うち、学生	うち、保護者
2020年度	24回	209名	185名	24名
2021年度	32回	169名	169名	0名
2022年度	30回	161名	153名	8名
2023年度	35回	258名	148名	110名
2024年度	18回	165名	52名	113名

※2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催数減

(注)表中の「-」は、集計中

#### (4) 新規立地企業の採用状況

対象：2014年から2023年の間に県内に立地・増設を決定した企業546社  
 回答数：121社（回答率22.2%）

結果概要：延べ新卒採用者数 1,532名（うち、本県出身 807名（52.7%））  
 うち、大卒者数 589名（うち、本県出身 166名（28.2%））  
 うち、高卒者数 928名（うち、本県出身 630名（67.9%））

（各年代内訳）

単位：件・人

	新卒採用者数										(参考) 新卒 求人 件数
		うち、大卒者				うち、高卒者				不明	
		男性	女性	不明	男性	女性	不明				
2014年	121	20	16	4	-	99	77	21	1	2	87
2015年	363	130	94	36	-	223	161	62	-	10	115
2016年	34	6	4	2	-	27	21	6	-	1	12
2017年	27	-	-	-	-	27	13	14	-	-	11
2018年	264	99	73	26	-	165	109	56	-	-	38
2019年	47	23	19	4	-	24	19	5	-	-	44
2020年	271	14	12	2	-	257	216	30	11	-	374
2021年	151	82	1	1	80	69	25	15	29	-	33
2022年	36	12	9	3	-	22	13	9	-	2	16
2023年	218	203	149	54	-	15	14	1	-	-	17
合計	1,532	589	377	132	80	928	668	219	41	15	747

※新卒求人件数は過去の求人件数を把握していないなどの理由で、回答なしの企業もあるため、参考値である。

（うち、茨城県出身者）

	新卒採用者数									
		うち、大卒者				うち、高卒者				不明
		男性	女性	不明	男性	女性	不明			
2014年	113	17	13	4	-	96	74	21	1	-
2015年	150	11	10	1	-	131	105	26	-	8
2016年	23	1	1	-	-	21	16	5	-	1
2017年	25	-	-	-	-	25	11	14	-	-
2018年	174	45	35	10	-	129	88	41	-	-
2019年	36	14	11	3	-	22	18	4	-	-
2020年	132	5	3	2	-	127	110	17	-	-
2021年	122	66	-	1	65	56	20	13	23	-
2022年	27	4	3	1	-	21	12	9	-	2
2023年	5	3	2	1	-	2	2	-	-	-
合計	807	166	78	23	65	630	456	150	24	11

### 3 今後の対応

今後とも、新規立地企業含め地元企業の魅力を丁寧に発信し、UIターンなど県内就職につなげていく。

## 条 例（案） の 概 要

産業人材育成課

条例の名称	茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】										
1 制定（改正）の理由・根拠	職業能力開発促進法に基づき、公共職業能力開発施設の設置及び管理に関し必要な事項について定めるもの										
2 制定（改正）の目的	産業技術短期大学校（I T短大）について、施設の区分を職業能力開発短期大学校から職業能力開発大学校へ移行するため、所要の改正を行うもの										
3 背景・必要性	あらゆる産業において、デジタル技術を活用した生産性の向上やビジネス創出を促進するため、高度なスキルを持ったデジタル人材が求められていることを受け、令和8年度にI T短大を大学校化し、「質」と「量」の両面から人材育成を強化する。										
4 内 容	<p>(1) 施設の区分及び学校名の変更  職業能力開発短期大学校から職業能力開発大学校に移行するとともに、学校名を「茨城県立情報テクノロジー大学校」に変更  ※都道府県が職業能力開発大学校を設置するのは、全国初</p> <p>(2) 訓練課程の新設  高度職業訓練における応用課程及び応用短期課程の新設</p> <p>(3) その他所要の改正</p>										
5 効果・影響	<p>○ 専門課程（2年間）の訓練に加え、より高度な訓練を行う応用課程（2年間）を設置して合計4年間の訓練を行うことにより、I T技術を横断的に活用して、コストや経営面を踏まえた課題解決を自ら提案し、遂行できる実践的能力を持った技術者を育成する。</p> <p>○ 専門課程の定員を増員し、2年間で修了する人材を一定数確保することで、人材供給の拡大を図るとともに、基本技術習得後の早期就職という学生及び企業のニーズに対応する。</p>										
6 施行日	令和8年4月1日 （入学手続に関する事項は令和7年4月1日）										
7 参考事項	<p>○茨城県立情報テクノロジー大学校の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場所：水戸市下大野町（現I T短大設置場所）</li> <li>・開校：令和8年度（2026年）4月</li> <li>・課程及び訓練科</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">訓練科</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">専門課程（2年間）</td> <td style="text-align: center;">2科（5コース）</td> <td style="text-align: center;">200名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応用課程（2年間）</td> <td style="text-align: center;">1科</td> <td style="text-align: center;">120名</td> </tr> </tbody> </table>			訓練科	収容定員	専門課程（2年間）	2科（5コース）	200名	応用課程（2年間）	1科	120名
	訓練科	収容定員									
専門課程（2年間）	2科（5コース）	200名									
応用課程（2年間）	1科	120名									

## 提出議案（条例は除く）の概要

産業人材育成課

議案の名称	工事請負契約の締結について (情報テクノロジー大学校(仮称)新棟新築工事)
1 予算額	1,629,100千円(契約額)
2 現況・課題	「質」と「量」の両面からデジタル人材の育成を強化するため、令和8年度に産業技術短期大学校(I T短大)を情報テクノロジー大学校(仮称)に移行し、応用課程を設置するとともに、専門課程の定員を増加させる予定としている。 全体の定員が120名から320名に増加するが、現在の施設には余裕がなく、教室等が不足する。
3 必要性・ねらい	I T短大の敷地内に新棟を建設し、主に専門課程(定員200名)で使用する教室、情報処理実習室、実験室等を確保する。 なお、現在I T短大で使用している教室等は、引き続き応用課程(定員120名)で使用する。
4 内 容	新棟新築工事について、次のとおり、請負契約を締結しようとするもの。  (1) 契約の相手方 昭和・関根・東洋特定建設工事共同企業体 代表者 水戸市千波町1905番地 昭和建設株式会社 代表取締役 仁田原 一義  (2) 契約額 1,629,100,000円  (3) 工事の概要 ・工事箇所 水戸市下大野町地内 ・構造規模 地上3階建鉄骨造 ・面積 5,072.11㎡ ・工期 令和6年10月～令和7年12月
5 参考事項	○整備スケジュール R5年度 基本設計・実施設計・地盤調査 R6年度 建設工事(～R7年度) R8年度 供用開始

前回の委員会以降の主な事務事業の概要


技術革新課

項 目	茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度について																						
1 目 的	「茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者認定制度」を設置し、ベンチャー企業が有する新商品、新役務の普及を促す。																						
2 事業概要	令和6年6月21日に「茨城ベンチャートライアル優良商品等創出事業者」として9社・10商品等を認定。																						
(1) 認定事業者	<table border="1" data-bbox="204 801 1409 1630"> <thead> <tr> <th data-bbox="204 801 647 840">認定事業者名</th> <th data-bbox="647 801 1409 840">新商品等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="204 840 647 925">(株)クオンタムフラワーズ &amp;フーズ</td> <td data-bbox="647 840 1409 925">中性子線照射による生物資源の変異体創出サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 925 647 992">(株)染めQテクノロジー</td> <td data-bbox="647 925 1409 992">コンクリ欠損部補強 066</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 992 647 1070">(株)染めQテクノロジー</td> <td data-bbox="647 992 1409 1070">パワー防錆 NKRN-66</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1070 647 1149">(株)CHAIN WAITER</td> <td data-bbox="647 1070 1409 1149">車いす専用段差解消機 CHAIN WAITER-Z</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1149 647 1216">(株)ノエックス</td> <td data-bbox="647 1149 1409 1216">KPWL-0300H (高速・広範囲無線 LAN)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1216 647 1294">(株)Palames</td> <td data-bbox="647 1216 1409 1294">dokoiko (イベント特化型デジタルマップアプリ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1294 647 1384">ピクシーダストテクノロジーズ(株)</td> <td data-bbox="647 1294 1409 1384">VUEVO (複数名の会話のリアルタイム可視化システム)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1384 647 1462">(株)FullDepth</td> <td data-bbox="647 1384 1409 1462">DiveUnit300 (産業用水中ドローン)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1462 647 1552">(株)MamaWell</td> <td data-bbox="647 1462 1409 1552">MamaWell For Biz (妊婦向けワークライフバランス管理サービス)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="204 1552 647 1630">(株)via-at</td> <td data-bbox="647 1552 1409 1630">via-at ロケーションマネジメントシステム (施設における利用・料金支払の無人化サービス)</td> </tr> </tbody> </table>	認定事業者名	新商品等名	(株)クオンタムフラワーズ &フーズ	中性子線照射による生物資源の変異体創出サービス	(株)染めQテクノロジー	コンクリ欠損部補強 066	(株)染めQテクノロジー	パワー防錆 NKRN-66	(株)CHAIN WAITER	車いす専用段差解消機 CHAIN WAITER-Z	(株)ノエックス	KPWL-0300H (高速・広範囲無線 LAN)	(株)Palames	dokoiko (イベント特化型デジタルマップアプリ)	ピクシーダストテクノロジーズ(株)	VUEVO (複数名の会話のリアルタイム可視化システム)	(株)FullDepth	DiveUnit300 (産業用水中ドローン)	(株)MamaWell	MamaWell For Biz (妊婦向けワークライフバランス管理サービス)	(株)via-at	via-at ロケーションマネジメントシステム (施設における利用・料金支払の無人化サービス)
認定事業者名	新商品等名																						
(株)クオンタムフラワーズ &フーズ	中性子線照射による生物資源の変異体創出サービス																						
(株)染めQテクノロジー	コンクリ欠損部補強 066																						
(株)染めQテクノロジー	パワー防錆 NKRN-66																						
(株)CHAIN WAITER	車いす専用段差解消機 CHAIN WAITER-Z																						
(株)ノエックス	KPWL-0300H (高速・広範囲無線 LAN)																						
(株)Palames	dokoiko (イベント特化型デジタルマップアプリ)																						
ピクシーダストテクノロジーズ(株)	VUEVO (複数名の会話のリアルタイム可視化システム)																						
(株)FullDepth	DiveUnit300 (産業用水中ドローン)																						
(株)MamaWell	MamaWell For Biz (妊婦向けワークライフバランス管理サービス)																						
(株)via-at	via-at ロケーションマネジメントシステム (施設における利用・料金支払の無人化サービス)																						
(2) マッチングの状況	<p data-bbox="236 824 858 862">ア ベンチャーフレンドリー交流会の開催</p> <p data-bbox="268 862 1417 981">令和6年7月29日に、県経営者協会と連携し、認定事業者と県内大手企業等のマッチングを図る「ベンチャーフレンドリー交流会」を開催。147名・75社が参加。</p> <p data-bbox="236 1025 534 1064">イ 公共調達の実施</p> <p data-bbox="268 1064 1417 1182">令和6年8月21日に、聴覚障害のある方とのコミュニケーションの円滑化を目的として、ピクシーダストテクノロジーズ(株)「VUEVO (ビューボ)」を導入。</p>																						



## 前回の委員会以降の主な事務事業の概要

科学技術振興課

項 目	「技術展示会 in JAXA」の開催結果について
<p><b>1 目 的</b></p> <p>JAXA筑波宇宙センターが本県に立地する強みを活かし、県内企業の優れた技術や製品をJAXAの研究者やエンジニアの方に直接、紹介・PRする機会を設けることで、顔の見える関係を築くとともに、マッチング（協業・受発注等）のきっかけをつくる。</p> <p><b>2 展示会の概要</b></p> <p>(1) 主催：茨城県、つくば市、いばらき宇宙ビジネス創造コンソーシアム、つくばものづくりオーケストラ</p> <p>(2) 日時：令和6年9月11日（水）11：00～16：00</p> <p>(3) 場所：JAXA 筑波宇宙センター（つくば市千現二丁目1番地） 総合開発推進棟 1階 ホワイエ、大会議室</p> <p>(4) 出展企業：県内企業 39社 （主な出展内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超小型人工衛星用構体</li> <li>・高温耐熱性や電気絶縁性に優れたセラミックス製品</li> <li>・金属粉末積層3Dプリンターを用いて製造した難削材部品</li> </ul> <p>(5) 来場者：JAXA 筑波宇宙センターの研究者、エンジニアなど 81名 ※同時期に、つくば国際会議場で開催された宇宙関係の国際シンポジウム(17th Hypervelocity Impact Symposium 超高速衝突シンポジウム)の参加者約120名も来場</p>	

茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第19号）新旧対照表

改正案	現 行
茨城県立情報テクノロジー大学の設置及び管理に関する条例	茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例
(設置)	(設置)
第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、職業能力開発大学校（法第15条の7第1項第3号に規定する職業能力開発大学校をいう。以下同じ。）として、茨城県立情報テクノロジー大学校（以下「大学校」という。）を水戸市下大野町に設置する。	第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校 _____ として、茨城県立産業技術短期大学校（以下「短期大学校」という。）を水戸市下大野町に設置する。
(訓練課程)	(訓練課程)
第2条 _____ 大学校の訓練課程は、専門課程及び応用課程並びに専門短期課程及び応用短期課程とする。	第2条 短期大学校の訓練課程は、専門課程及び _____ 専門短期課程 _____ とする。
(入学資格)	(入学資格)
第3条 _____ 大学校の専門課程に訓練生として入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。 2 大学校の応用課程に訓練生として入学することのできる者は、専門課程の高度職業訓練（法第15条の7第1項第2号に規定する高度職業訓練をいう。以下同じ。）を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者とする。	第3条 短期大学校に専門課程の訓練生として入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者とする。 (新設)
(入学の許可)	(入学の許可)
第4条 _____ 大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。	第4条 短期大学校に専門課程 _____ の訓練生として入学しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(授業料等)	(授業料等)																										
第5条 _____ 大学校の専門課程又は応用課程に訓練生として入学することを志願する者は入学者選考試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。 2 _____ 大学校に特別聴講生（専門課程又は応用課程に訓練生として在学する者以外の者で、これらの訓練課程の教科の科目の一部を履修するものをいう。第8条の2において同じ。）として在学する者は、聴講料を納付しなければならない。 3 _____ 大学校の専門短期課程又は応用短期課程を受講する者は、受講料を納付しなければならない。 4 入学者選考試験手数料、入学料、授業料、聴講料及び受講料（以下「授業料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。	第5条 短期大学校に専門課程 _____ の訓練生として入学 _____ を志願する者は入学者選考試験手数料を、入学しようとする者は入学料を、在学する者は授業料を納付しなければならない。 2 短期大学校に特別聴講生 _____ _____ として在学する者は、聴講料を納付しなければならない。 3 短期大学校の専門短期課程 _____ を受講する者は、受講料を納付しなければならない。 4 入学者選考試験手数料、入学料、授業料、聴講料及び受講料（以下「授業料等」という。）の額は、次の表のとおりとする。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等の種類</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学者選考試験手数料</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学料</td> <td>入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者には、56,550円）</td> </tr> <tr> <td>その他の者 195,000円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者には、87,000円）</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>年額 392,800円</td> </tr> <tr> <td>聴講料</td> <td>1単位につき 5,000円</td> </tr> <tr> <td>受講料</td> <td>1科目につき 11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等の種類	金 額	入学者選考試験手数料	18,000円	入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者には、56,550円）	その他の者 195,000円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者には、87,000円）	授業料	年額 392,800円	聴講料	1単位につき 5,000円	受講料	1科目につき 11,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等の種類</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学者選考試験手数料</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入学料</td> <td>入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円</td> </tr> <tr> <td>その他の者 195,000円</td> </tr> <tr> <td>授業料</td> <td>年額 392,800円</td> </tr> <tr> <td>聴講料</td> <td>1単位につき 5,000円</td> </tr> <tr> <td>受講料</td> <td>1科目につき 11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等の種類	金 額	入学者選考試験手数料	18,000円	入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円	その他の者 195,000円	授業料	年額 392,800円	聴講料	1単位につき 5,000円	受講料	1科目につき 11,000円
授業料等の種類	金 額																										
入学者選考試験手数料	18,000円																										
入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者には、56,550円）																										
	その他の者 195,000円（大学校の専門課程の高度職業訓練を修了した後直ちに大学校の応用課程に訓練生として入学しようとする者には、87,000円）																										
授業料	年額 392,800円																										
聴講料	1単位につき 5,000円																										
受講料	1科目につき 11,000円																										
授業料等の種類	金 額																										
入学者選考試験手数料	18,000円																										
入学料	入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者 126,750円																										
	その他の者 195,000円																										
授業料	年額 392,800円																										
聴講料	1単位につき 5,000円																										
受講料	1科目につき 11,000円																										
第6条～第8条 略	第6条～第8条 略																										
(大学との協議成立による聴講料の免除)	(大学との協議成立による聴講料の免除)																										
第8条の2 _____ 大学校と大学（学校教育法第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）	第8条の2 短期大学校と学校教育法第1条に規定する大学																										



(8) 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、大学校の応用課程の訓練科に係る高度職業訓練に関する基準については、規則で定める。

(専門短期課程の高度職業訓練に関する基準)

**第12条** 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の専門短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が12時間以上であること。

(6) 略

(応用短期課程の高度職業訓練に関する基準)

**第13条** 法第19条第1項の条例で定める基準で大学校の応用短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 訓練の対象者は、職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科は、その科目が職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法は、通信の方法とすることもできること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削による指導若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。

(4) 訓練期間は、1年以下の適切な期間であること。

(5) 訓練時間は、訓練期間において、総訓練時間が60時間以上であること。

(6) 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(専門短期課程の高度職業訓練に関する基準)

**第11条** 法第19条第1項の条例で定める基準で短期大学校の専門短期課程の高度職業訓練に関するものは、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 訓練時間は、訓練期間において、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間が12時間以上であること。

(6) 略

(新設)

(高度職業訓練における職業訓練指導員)

**第14条** 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学校の専門課程の高度職業訓練に係るものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号、次項第1号及び第11号において「省令」という。)第36条の5に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。次項第2号において同じ。)を有する者若しくは職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号、第9号において「平成25年改正省令」という。)附則第5条に規定する研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練(次項第1号において「研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練」という。)を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(3) 大学等(大学又は職業能力開発短期大学校(法第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校をいう。以下同じ。))若しくは職業能力開発大学校若しくは職業能力開発総合大学校(法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。以下同じ。)において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

(4)・(5) 略

(6) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(7) 略

(8) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

(9) 10年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教

(高度職業訓練における職業訓練指導員)

**第12条** 法第30条の2第1項の条例で定める者で短期大学校に係るものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号、第36条の5に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(2) 博士若しくは修士の学位(外国において授与されたこれらに該当する学位を含む。第36条の5に規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(3) 学校教育法第1条に規定する大学又は法第15条の7第1項に規定する職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校若しくは法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(以下「大学等」をいう。第27条第1項において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

(4)・(5) 略

(6) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であって、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(7) 略

(8) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であって、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

(9) 10年以上(学士の学位(外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教

育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む次項第11号において同じ。)を有する者又は平成25年改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練(同号において「長期課程の指導員訓練」という。)を修了した者にあつては、5年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を含む\_\_\_\_\_を有する者又は\_\_\_\_\_改正省令附則第5条に規定する長期課程の指導員訓練\_\_\_\_\_を修了した者にあつては、5年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(10) 職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下この号及び次号並びに次項第12号において「旧省令」という。)第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程(旧省令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース(次号において「実務経験者訓練技法習得コース」という。)に係るものに限る。次項第12号において同じ。)又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。同号において同じ。)

(新設)

(11) 旧省令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者にあつては、法第30条第2項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は旧省令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修したものに限る。)のうち10年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(新設)

2. 法第30条の2第1項の条例で定める者で大学の応用課程の高度職業訓練に係るものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(新設)

(1) 省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する応用課程担当者養成コースに係るものに限る。)の指導員養成訓練又は研究課程若しくは応用研究課程の指導員訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力

を有すると認められるもの

(2) 博士若しくは修士の学位を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(3) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

(4) 大学又は職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(5) 職業能力開発大学校又は職業能力開発総合大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者

(6) 大学又は職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(7) 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(8) 大学等において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

(9) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

(10) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

(11) 10年以上(省令第36条の5に規定する高度養成課程(同条に規定する専門課程担当者養成コースに係るものに限る。))の指導員養成訓練若しくは長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位を有する者にあつては、5年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

<p>(12) <u>旧省令第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの</u></p> <p>(13) <u>前項第11号に掲げる者</u></p> <p>(委任)</p> <p><b>第15条</b> <u>      </u> 大学の訓練科、訓練科に係る訓練生の定員及び訓練期間その他 <u>      </u> 大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p><b>第13条</b> <u>短期大学の訓練科、訓練科に係る訓練生の定員及び訓練期間その他短期大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
---	--

茨城県証紙条例（昭和39年条例第25号）新旧対照表

改正案	現 行
別表（第2条関係） 1～160 略 <u>161 情報テクノロジー大学校入学者選考試験手数料</u> 162～171 略	別表（第2条関係） 1～160 略 <u>161 産業技術短期大学校入学者選考試験手数料</u> 162～171 略

茨城県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和49年条例第17号）新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>(設置)</p> <p>第2条 法第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県立情報テクノロジー大校併設 水戸産業技術専門学院</td> <td>水戸市下大野町</td> </tr> <tr> <td>茨城県立日立産業技術専門学院</td> <td>日立市西成沢町</td> </tr> <tr> <td>茨城県立鹿島産業技術専門学院</td> <td>鹿嶋市大字林</td> </tr> <tr> <td>茨城県立土浦産業技術専門学院</td> <td>土浦市中村西根</td> </tr> <tr> <td>茨城県立筑西産業技術専門学院</td> <td>筑西市玉戸</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	茨城県立情報テクノロジー大校併設 水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町	茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町	茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林	茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根	茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸	<p>(設置)</p> <p>第2条 法第16条第1項の規定に基づき、職業能力開発校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県立産業技術短期大校併設 水戸産業技術専門学院</td> <td>水戸市下大野町</td> </tr> <tr> <td>茨城県立日立産業技術専門学院</td> <td>日立市西成沢町</td> </tr> <tr> <td>茨城県立鹿島産業技術専門学院</td> <td>鹿嶋市大字林</td> </tr> <tr> <td>茨城県立土浦産業技術専門学院</td> <td>土浦市中村西根</td> </tr> <tr> <td>茨城県立筑西産業技術専門学院</td> <td>筑西市玉戸</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	茨城県立産業技術短期大校併設 水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町	茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町	茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林	茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根	茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸
名称	位置																								
茨城県立情報テクノロジー大校併設 水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町																								
茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町																								
茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林																								
茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根																								
茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸																								
名称	位置																								
茨城県立産業技術短期大校併設 水戸産業技術専門学院	水戸市下大野町																								
茨城県立日立産業技術専門学院	日立市西成沢町																								
茨城県立鹿島産業技術専門学院	鹿嶋市大字林																								
茨城県立土浦産業技術専門学院	土浦市中村西根																								
茨城県立筑西産業技術専門学院	筑西市玉戸																								

茨城県立産業技術短期大校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年条例第22号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>付 則</p> <p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 <u>(指導員養成訓練を修了している者に係る経過措置)</u></p> <p>2 この条例の施行の際現に職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「旧令」という。）第36条の5に規定する長期養成課程、短期養成課程（旧令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース（以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。）に係るものに限る。）又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了している者（短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。）の指導員養成訓練を修了している者にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する職業能力開発総合大校の長（以下「職業能力開発総合大校の長」という。）が認めるものに限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの及び旧令第36条の5に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了している者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大校の長が認める者又は旧令第36条の6の2第1号に規定する指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大校の長が定める科目を履修したものに限る。）のうち10年以上の実務経験を有し、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの）は、この条例による改正後の茨城県立産業技術短期大校の設置及び管理に関する条例第11条第1号及び第9号の規定にかかわらず、法第30条の2第1項の条例で定める者とみなす。</p>

## 県出資団体の事業実績及び事業計画の概要

(令和6年第3回定例会防災環境産業委員会資料)

	頁
1 (株) ひたちなかテクノセンター【技術革新課】	2
2 (一財) 茨城県科学技術振興財団【科学技術振興課】	7

令和6年9月19日  
産 業 戦 略 部



県出資法人 事業実績・事業計画の概要

技術革新課

1 出資法人の概要

①法人の名称	株式会社ひたちなかテクノセンター		
②所在地	茨城県ひたちなか市新光町38番地		
③設立年月日	平成2年10月30日		
④代表者名	代表取締役社長 飯塚 博之		
⑤基本財産	100,000千円		
⑥設立根拠	地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（頭脳立地法） ※平成10年に「新事業創出促進法」へ移行		
⑦設立目的・経緯	昭和63年に制定された「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」（通称：頭脳立地法）に基づき、電気・機械産業やエネルギー、情報関連産業が集積している茨城県北地域において、産・官・学との連携による「地域産業の高度化」、「特定事業の集積促進」を図る。		
⑧組織 (令和6年7月末現在)	役員数	取締役15人	監査役3人
	常勤職員7人 嘱託・臨時32人		
	組織機構（課所単位まで） 社長－専務－常務 ┌ 経営企画部 監査役 └ 企業支援部 ─ 経営基盤支援課		
⑨出資状況	(上位5団体、出資者名、金額、割合) ・茨城県 : 41,202千円、41.2% ・(独)中小企業基盤整備機構 : 14,541千円、14.5% ・(株)日立製作所 : 13,572千円、13.6% ・ひたちなか市 : 5,332千円、5.3% ・(株)常陽銀行 : 4,847千円、4.8%		
⑩資産状況 (令和6年3月末現在)	(単位：千円)		
		金額	摘要
	流動資産	468,011	
	固定資産	777,669	
	資産合計	1,245,681	
	流動負債	80,556	
	固定負債	60,185	
	負債合計	140,742	
純資産	1,104,938		
※端数処理の関係で内訳と合計が一致しないところがある。			

## 2 令和5年度事業実績

### (1) 事業内容

#### ア テナント事業

ベンチャー企業や中小企業等の創業・育成を図るため、企業の成長段階に応じた3つのタイプのオフィスを提供した。

[入居実績：令和6年3月末]

(面積：㎡)

区分	募集面積	入居面積	入居率	備考
ビジネスオフィス	4,879	4,445	91.1%	一般企業向け
ビジネスオフィス (シェアードタイプ)	376	366	97.3%	ベンチャー企業向け
合計	5,255	4,811	91.6%	
インキュベーションオフィス	10ブース	5ブース	50.0%	新規創業者向け

#### イ 人材育成事業

県の委託により、離転職者を対象とした職業訓練や、人材育成研修事業による企業のIT活用力向上支援のほか、県内企業と首都圏等のプロフェッショナル人材のマッチング支援を行った。

また、自主事業として、地域企業のビジネススキル向上に係るセミナーを企画・運営した。

##### ・主な受託事業（令和5年度）

事業名	委託者	事業内容等
OAシステム科、 OA実務科	水戸産業技術専門学院	MOS（エクセル、ワード等）の技能取得講座等 ・受講者数：15名
IT人材育成研修事業	産業人材育成課	ITベンダー企業向けIT利活用講座等 ・受講者数：延べ247名
プロフェッショナル人材 戦略拠点運営事業	労働政策課	首都圏等の企業の役職定年者等のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチング等 マッチング件数：152件

・自主事業：講座数31講座（IT研修等）、受講者数363名

#### ウ 企業支援事業

近隣4市1村（水戸市、ひたちなか市、那珂市、東海村、常陸太田市）及び連携中核都市圏（対象：小美玉市、茨城町、大洗町、笠間市、城里町）からの委託を受け、コーディネーターを配置し、各市町村内の企業を対象とする技術相談・資金調達・販路拡大等の支援活動を実施した。

また、県北地域の企業連携体における販路開拓等を支援したほか、経済産業省の成長型中小企業等研究開発支援事業補助金を活用し、中小企業の新技術開発等を支援した。

##### ・主な受託事業、補助事業（令和5年度）

事業名	委託者	事業内容等
水戸市産業活性化支援事業 ほか	水戸市 他9市町村	コーディネーターによる相談支援 ・企業訪問件数等：延べ5,027社
県北地域牽引産業・ 中核企業創出事業	技術革新課	県北地域の分野特化型連携体（医療機器・宇宙など）の販路開拓等支援 ・連携体として受注額：9,188万円
いばらき量子線利活用促進事業	科学技術振興課	J-PARC 関連施設利用の促進と支援、情報提供 ・会員企業受注実績：292件、45.12億円
成長型中小企業等研究開発支援事業	経済産業省	事業管理機関として補助事業の執行を管理 ・対象事業数：3件

## エ デザイン支援事業

中小企業のデザインに関する様々な課題に対応するため、茨城県デザインセンターの運営を受託し、コーディネーターによる相談や情報提供等を実施した。

また、県内の優れたデザインの商品などを選定し、県内外に広くPRを行った。

(令和5年度)

デザインセンター事業	相談：151件
いばらきデザインセレクション2023	応募：142件／大賞：1件、知事選定：5件、選定：33件

### (2) 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収益	333,392	
営業外収益	4,415	
経常収益計①	337,807	
営業費用	296,897	
営業外費用	834	
経常費用計②	297,731	
経常利益③ (①-②)	40,075	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	40,075	
法人税等⑦	1,086	
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	38,989	
前期繰越損益⑨	70,810	
当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	109,800	

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しないところがある。

### (3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	8,457	国補助金
委託金	154,277	県委託金等
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

### 3 令和6年度事業計画

#### (1) 事業内容

##### ア テナント事業

ベンチャー企業や中小企業等の創業・育成を図るため、企業の成長段階に応じた3つのタイプのオフィスを提供するとともに、入居企業の開拓やニーズに応じた経営支援や技術支援を実施する。

〔入居目標〕 募集面積：5,255 m<sup>2</sup>、入居目標面積：4,890 m<sup>2</sup>、入居目標率：93.0%

##### イ 人材育成事業

県からの委託による求職者の就職支援や人材育成研修事業を引き続き実施するとともに、中小企業の人材確保支援のため、人材ニーズの調査やマッチング支援に取り組む。

また、自主事業として、企業の人材育成ニーズに対応したセミナーを実施する。

###### ・主な受託事業

事業名	委託者	事業内容等
OAシステム科、 OA実務科	水戸産業技術専門学校	MOS（エクセル、ワード等）の技能取得講座等
IT人材育成研修事業	産業人材育成課	経営者・従業員向けIT利活用講座等
プロフェッショナル人材 戦略拠点運営事業	労働政策課	首都圏等の企業の役職定年者等のプロフェッショナル人材と県内企業とのマッチング等
外国人材活躍促進事業	労働政策課	外国人材のニーズ調査、外国人就職マッチング支援、セミナー開催等

・自主事業（セミナー）：IT講座等 講座数：20講座

##### ウ 企業支援事業

国・県・市町村から委託・補助事業を引き続き実施し、企業を対象とする技術相談・資金調達・販路拡大等の支援活動を推進する。

###### ・主な受託事業、補助事業

事業名	委託者	事業内容等
水戸市産業活性化支援事業 ほか	水戸市 他9市町村	コーディネーターによる相談支援
県北地域牽引産業・ 中核企業創出事業	技術革新課	県北地域の分野特化型連携体の販路開拓等支援
成長型中小企業等研究開発支援事業	経済産業省	事業管理機関として補助事業の執行を管理

##### エ デザイン支援事業

中小企業のデザインに関する様々な課題に対応するため、茨城県デザインセンターを運営し、コーディネーターによる相談や情報提供等を実施する。

また、県内の優れたデザインの商品などを県内外にPRするため、「いばらきデザインセレクション 2024」及び「いばらきデザインフェア」を開催し、中小企業等のデザイン開発力の向上を図る。

**(2) 収支計画**

(単位：千円)

	金額	摘要
営業収益	419,478	
営業外収益	3,200	
経常収益計①	422,678	
営業費用	400,134	
営業外費用	0	
経常費用計②	400,134	
経常利益③ (①-②)	22,543	
特別収益計④	0	
特別損失計⑤	0	
税引前当期純利益⑥ (③+④-⑤)	22,543	
法人税等⑦	1,086	
当期純利益⑧ (⑥-⑦)	21,457	
前期繰越損益⑨	109,800	
当期末未処分損益累計⑩ (⑧+⑨)	131,257	

※端数処理の関係で、内訳と合計が一致しないところがある。

**(3) 補助金等の受入予定**

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	6,327	県補助金等
委託金	233,497	県委託金等
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

県出資法人 事業実績・事業計画の概要

科学技術振興課

1 出資法人の概要

① 法人の名称	一般財団法人茨城県科学技術振興財団																																																		
② 所在地	茨城県つくば市竹園2-20-3																																																		
③ 設立年月日	平成元年10月30日																																																		
④ 代表者名	理事長 江崎 玲於奈																																																		
⑤ 基本財産	35,400千円																																																		
⑥ 設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条																																																		
⑦ 設立目的・経緯	<p>目的：本県における科学技術の基礎的、創造的な研究開発の推進及び研究体制の強化を促進し、もって県内の科学技術の振興に寄与すること。</p> <p>経緯：「つくば賞」顕彰事業の運営母体として設立された。</p>																																																		
⑧ 組織	<table border="1"> <tr> <td>役員数</td> <td>理事10人</td> <td>監事2人</td> <td>職員5人、嘱託23人</td> </tr> </table>	役員数	理事10人	監事2人	職員5人、嘱託23人																																														
	役員数	理事10人	監事2人	職員5人、嘱託23人																																															
<p>令和6年7月1日現在の組織機構（課所単位まで）</p> <table border="1"> <tr> <td>理事長 (江崎玲於奈)</td> <td>副理事長 (産業戦略部長)</td> <td>専務理事</td> <td>事務局長</td> <td>事務局次長 (総務企画課長兼務)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>総務企画課長</td> <td>課員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>業務課長</td> <td>課員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>営業課長</td> <td>課員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>つくばサイエンスツアー推進課長</td> <td>課員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>つくばサイエンス・アカデミー課長</td> <td>課員</td> <td></td> </tr> </table>				理事長 (江崎玲於奈)	副理事長 (産業戦略部長)	専務理事	事務局長	事務局次長 (総務企画課長兼務)							総務企画課長	課員						業務課長	課員						営業課長	課員						つくばサイエンスツアー推進課長	課員						つくばサイエンス・アカデミー課長	課員							
理事長 (江崎玲於奈)	副理事長 (産業戦略部長)	専務理事	事務局長	事務局次長 (総務企画課長兼務)																																															
				総務企画課長	課員																																														
				業務課長	課員																																														
				営業課長	課員																																														
				つくばサイエンスツアー推進課長	課員																																														
				つくばサイエンス・アカデミー課長	課員																																														
⑨ 出資状況	<p>(出資者名、金額、割合)</p> <table border="1"> <tr> <td>茨城県</td> <td>34,700千円</td> <td>98.0%</td> </tr> <tr> <td>日本ボンコート(株)</td> <td>300千円</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>シバタガラス(株)</td> <td>200千円</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td>(株)鈴木製作所</td> <td>200千円</td> <td>0.6%</td> </tr> </table>			茨城県	34,700千円	98.0%	日本ボンコート(株)	300千円	0.8%	シバタガラス(株)	200千円	0.6%	(株)鈴木製作所	200千円	0.6%																																				
茨城県	34,700千円	98.0%																																																	
日本ボンコート(株)	300千円	0.8%																																																	
シバタガラス(株)	200千円	0.6%																																																	
(株)鈴木製作所	200千円	0.6%																																																	
⑩ 資産状況 (令和6年3月末現在)	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額</th> <th colspan="2">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td>167,728</td> <td>普通預金</td> <td>87,672 未収金 79,984</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>現金</td> <td>0 立替金 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>前払金</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>306,132</td> <td>基本財産</td> <td>35,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>特定資産</td> <td>270,732 その他 0</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>473,860</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>50,321</td> <td>未払金</td> <td>39,011 前受金 9</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>0</td> <td>預り金</td> <td>1,024</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>修繕引当金</td> <td>10,277</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>50,321</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>423,539</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				金額	摘要		流動資産	167,728	普通預金	87,672 未収金 79,984			現金	0 立替金 0			前払金	72	固定資産	306,132	基本財産	35,400			特定資産	270,732 その他 0	資産合計	473,860			流動負債	50,321	未払金	39,011 前受金 9	固定負債	0	預り金	1,024			修繕引当金	10,277	負債合計	50,321			正味財産	423,539		
	金額	摘要																																																	
流動資産	167,728	普通預金	87,672 未収金 79,984																																																
		現金	0 立替金 0																																																
		前払金	72																																																
固定資産	306,132	基本財産	35,400																																																
		特定資産	270,732 その他 0																																																
資産合計	473,860																																																		
流動負債	50,321	未払金	39,011 前受金 9																																																
固定負債	0	預り金	1,024																																																
		修繕引当金	10,277																																																
負債合計	50,321																																																		
正味財産	423,539																																																		

## 2 令和5年度事業実績

### (1) 事業内容

#### ア 研究開発奨励事業

科学技術の振興及び産業の発展に寄与するとともに、本県の科学技術の水準を広く全国にPRするため、以下の者に対し各賞を授与し、授賞式・授賞記念講演会を実施した。

##### ○第20回2023年度江崎玲於奈賞

- ・受賞者：理化学研究所 創発物性科学研究センター  
センター長 十倉 好紀 氏  
電子状態マイクロコピー研究チーム チームリーダー 于 秀珍 氏

##### ○第34回2023年度つくば賞

- ・受賞者：筑波大学 生命環境系 教授 江面 浩 氏

##### ○第33回2023年度つくば奨励賞

- ・受賞者：

##### 【実用化研究部門】

物質・材料研究機構 高分子・バイオ材料研究センター バイオ材料分野  
電気化学ナノバイオグループ 主任研究員 今村 岳 氏  
嗅覚センサグループ 主任研究員 南 皓輔 氏  
嗅覚センサグループ グループリーダー 吉川 元起 氏

##### 【若手研究者部門】

物質・材料研究機構 磁性・スピントロニクス材料研究センター  
スピンエネルギーグループ 上席グループリーダー 内田 健一 氏

##### ○授賞式・授賞記念講演会：R6.3.8、つくば国際会議場

#### イ つくばサイエンス・アカデミー事業

さまざまな分野の研究者の交流促進を図るとともに、科学技術に対する社会的関心を高めるため、次の事業を行った。

##### ○SATフォーラム2023 (R5.7.6)

内 容：2014年ノーベル物理学賞受賞 天野浩氏による講演会（参加者：424名）

##### ○SATテクノロジー・ショーケース2024 (R6.1.25)

内 容：ポスター発表96件、特別シンポジウム、企画展示 等

##### ○つくば科学・技術産業イニシアティブ（計10回、参加者：延371名）

#### ウ つくば国際会議場管理運営等事業

##### ○会議場管理運営

- ・催事件数1,407件（前年度1,230件） ・来場者数 約18.3万人（前年度約15.3万人）  
・稼働率56%（前年度50%） ・利用料金収入369,926千円（前年度318,225千円）

##### ○サイエンスキャスティング（開催日：R5.8.8～9、参加者：37名、20校）

##### ○つくばサイエンスエッジ（開催日：R6.3.28～29、参加者：2,144名、79校）

#### エ 科学技術振興事業

##### ○つくばサイエンスツアー推進事業

筑波研究学園都市に集積する研究機関等を貴重な地域資源と捉え、見学モデルコースの提案やPR活動を行い、県内外からの見学・学習の場として活用することにより、科学技術の普及啓発を図った。

- ・つくばサイエンスツアーバス 利用者数 5,901人（前年度4,187人）  
・協力研究機関等（32機関46施設）の見学者数 約87.6万人（前年度約70.1万人）

##### ○茨城県次世代エネルギーパーク推進事業

次世代エネルギーパーク関連施設の紹介や見学モデルコースの設定等の情報提供を行い、県内外に対しエネルギーパーク推進事業のPR活動を行った。

・次世代エネルギーパーク推進協議会関係施設（18施設）の見学者数  
約31.3万人（前年度約28.0万人）

(2) 収支状況

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	453	
特定資産運用益	5,397	
受取補助金等	43,439	
事業収益	284,776	つくば国際会議場管理運営費
会費収入	4,524	
その他の収入	17,206	
経常収益計①	355,795	
管理費	1,037	
事業費	349,799	
(消費税等)	(20,312)	
経常費用計②	350,836	
当期経常増減額③ (①-②)	4,959	
経常外収益④	175	
経常外費用⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	175	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑦ (③+⑥)	5,134	
正味財産期首残高⑧	418,405	
当期指定正味財産増減額⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦+⑧+⑨)	423,539	

(3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	8,617	科学技術振興財団事業費補助 6,307 「江崎玲於奈賞」等に係る補助 2,310
委託金	32,822	つくば国際会議場管理運営等事業 858 つくばサイエンスツアー推進事業 29,111 茨城県次世代エネルギーパーク推進事業 2,853
負担金	2,000	「つくば奨励賞」に係る負担金(つくば市負担金) 2,000
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	



### 3 令和6年度事業計画

#### (1) 事業内容

##### ア 研究開発奨励事業

###### ○江崎玲於奈賞事業

国内においてナノサイエンス・ナノテクノロジーの分野に関する優れた研究業績を挙げた研究者を顕彰するため、「江崎玲於奈賞」事業を実施する。

###### ○つくば賞事業

県内において科学技術の研究に携わり、顕著な研究成果を挙げた研究者を顕彰するため、「つくば賞」、「つくば奨励賞」事業を実施する。

##### イ つくばサイエンス・アカデミー事業

###### ○SATフォーラム 2024 (R6. 7. 8)

内容：2019年ノーベル化学賞受賞 吉野彰氏による講演会

###### ○SATテクノロジー・ショーケース 2025 (R7. 1. 23)

つくばの各研究機関等と連携し、研究者間の交流や研究成果を産業に活かすため、企業との交流によりイノベーションの促進を図る。

###### ○つくば科学・技術産業イニシアティブ

科学・産業イニシアティブと共催で、異分野交流事業の強化・拡充を図るための研修会を実施。

##### ウ つくば国際会議場管理運営等事業

###### ○会議場管理運営

つくば国際会議場の指定管理者である「つくばコンgresセンター」の代表団体として、構成団体間の総合調整及び総務事務、催事管理、会議の誘致等の財団所管に係る指定管理業務を実施する。また、国内・国際会議を誘致するために、主催団体やエージェントに対してアフターコンベンションを含めた積極的なPR活動を行う。

###### ○若者（中・高校生）向け科学技術啓発事業

###### ・サイエンスキャスティング

つくば市内の研究機関を訪問し、講義や実験、体験などの結果を基に、グループでプレゼンテーションを実施することにより、科学への関心・理解を深める。

###### ・つくばサイエンスエッジ

科学技術に関する研究やアイデアを研究者の前で発表するとともに、研究者との交流機会を設けることにより、将来の科学技術を担う人材の育成を図る。

##### エ 科学技術振興事業

###### ○つくばサイエンスツアー推進事業

つくばに集積する研究機関等と協力し、施設見学モデルコースの設定、見学相談等に対する一元的な情報提供を行い、県内外からの誘客促進と科学技術の普及啓発を図る。

###### ○茨城県次世代エネルギーパーク推進事業

次世代エネルギーパーク関連施設の紹介や見学モデルコースの設定等情報提供を行う次世代エネルギーパークインフォメーションセンターを運営し、エネルギーに関する教育機会創出及び次世代エネルギーの普及促進を図る。

## (2) 収支計画

(単位：千円)

	金額	摘要
基本財産運用益	452	
特定資産運用益	5,377	
受取補助金等	41,847	
事業収益	300,135	つくば国際会議場管理運営費
会費収入	4,522	
その他の収入	17,475	
経常収益計①	369,808	
管理費	1,191	
事業費	370,317	
(消費税等)	(18,501)	
経常費用計②	371,508	
当期経常増減額③ (①-②)	△1,700	
経常外収益④	50	
経常外費用⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	50	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑦ (③+⑥)	△1,650	
正味財産期首残高⑧	384,105	
当期指定正味財産増減額⑨	0	
正味財産期末残高⑩ (⑦+⑧+⑨)	382,455	

## (3) 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	0	
補助金	8,617	科学技術振興財団事業費補助 6,307 「江崎玲於奈賞」等に係る補助 2,310
委託金	31,230	つくばサイエンスツアー推進事業 27,980 茨城県次世代エネルギーパーク推進事業 3,250
負担金	2,000	「つくば奨励賞」に係る負担金(つくば市負担金) 2,000
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	